

松伏町 省エネ家電購入支援事業 Q & A

No.	質問	回答																																							
1	補助金はどのように計算されますか。	領収書内訳から、対象の本体価格の合計額を確認します。その合計額から、各種割引額を引いた額が補助金の計算の基礎となる額です。 この基礎となる額の半額（1,000 円未満切捨て）で、上限を 60,000 円としたものが補助金額です。 ★領収書の対象・非対象の例は次のとおりです。 補助対象………無地 補助対象外……黄色マーカー（既存エアコンの）取外し・処分費 10,000 円、消費税 12,000 円） 表内の項目は、消費税抜きの金額です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>領収書</th><th>補助計算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン本体</td><td>128,000</td><td>128,000</td></tr> <tr> <td>取付価格</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr> <tr> <td>本体・取付 計</td><td>143,000</td><td>143,000</td></tr> <tr> <td>既存エアコン取外し・処分費</td><td>10,000</td><td></td></tr> <tr> <td>値引き</td><td>-2,000</td><td>-2,000</td></tr> <tr> <td>割引クーポン</td><td>-2,000</td><td>-2,000</td></tr> <tr> <td>ポイント</td><td>-29,000</td><td>-29,000</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>120,000</td><td>110,000</td></tr> <tr> <td>消費税</td><td>12,000</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>132,000</td><td>110,000</td></tr> <tr> <td>合計×1/2</td><td>66,000</td><td>55,000</td></tr> <tr> <td>上限 60,000 円</td><td>60,000</td><td>55,000</td></tr> </tbody> </table> 領収書の支払い額は 132,000 円ですが、△取外し・処分費 10,000 円、消費税 12,000 円が対象外ですので、補助対象項目で計算し、本体価格から割引額を引いた 110,000 円が補助対象額となります。 補助金は、110,000 円の半額（1/2 を掛けた額）の 55,000 円です。 この額は補助上限額の 60,000 円以下ですので、この 55,000 円が補助額となります。（別の高額なエアコンを購入した際に、同様の計算で 60,000 円を超える場合は、補助上限額の 60,000 円が補助金額となります。） ご注意いただきたいのは、領収書には、取外し・処分費や消費税のように補助対象以外の金額が表示されていることです。 本補助金では、それらは対象外となりますので、単純に領収書の支払額の半額を補助金計算の基礎とするものではないことをご理解ください。		領収書	補助計算	エアコン本体	128,000	128,000	取付価格	15,000	15,000	本体・取付 計	143,000	143,000	既存エアコン取外し・処分費	10,000		値引き	-2,000	-2,000	割引クーポン	-2,000	-2,000	ポイント	-29,000	-29,000	小計	120,000	110,000	消費税	12,000		合計	132,000	110,000	合計×1/2	66,000	55,000	上限 60,000 円	60,000	55,000
	領収書	補助計算																																							
エアコン本体	128,000	128,000																																							
取付価格	15,000	15,000																																							
本体・取付 計	143,000	143,000																																							
既存エアコン取外し・処分費	10,000																																								
値引き	-2,000	-2,000																																							
割引クーポン	-2,000	-2,000																																							
ポイント	-29,000	-29,000																																							
小計	120,000	110,000																																							
消費税	12,000																																								
合計	132,000	110,000																																							
合計×1/2	66,000	55,000																																							
上限 60,000 円	60,000	55,000																																							

		また、合計金額だけの領収書では、内訳や消費税の額が不明ですので、販売店で作成した内訳を添付してください。これは、レシートでも構いません。
2	補助上限額よりも安い対象家電を買った場合も補助対象になるか？	補助対象となります。例えば、統一省エネルギーラベルが3つ星の冷蔵庫を税込み 65,780 円で購入した場合、消費税抜きの本体価格は 59,800 円ですので、その 1 / 2 の 29,900 円の千円未満切り捨ての 29,000 円が補助金となります。
3	対象経費と対象外経費にはどのようなものがありますか。	概ね下記のとおりです。不明な場合は松伏町環境経済課に確認してください。 ※対象となる費用の例 ・省エネ家電の本体価格 ・設置工事費 ・配送料（運搬費） ※対象とならない費用の例 ・消費税及び地方消費税 ・家電リサイクルに係る費用 ・延長保証料 ・手数料 ・処分費 ・割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額（ポイント等を使用した値引後の金額を対象とします） ・その他町長が適当でないと認める費用
4	保証（補償）料金は対象経費となるか。	対象外となります。 購入店等以外で加入する保険費用も対象外となります。
5	電子マネー、クレジットカード、QRコード決済で支払っても対象となるか。	対象となります。 申請時に領収書又はレシートの写しの添付が必須となりますので、領収書又はレシートが発行されることをご確認の上、ご利用ください。
6	分割払いの場合、対象となるか。	対象となります。
7	対象となる家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金が出るか。	購入店で、申請する製品に係る経費（本体価格、設置工事費、等）が分かる書類を作成してもらい、それを申請添付書類としてください。
8	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されるか。	購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。 支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については、補助金の計算には含みません。

9	領収書が出ない場合はどうしたらよいですか。	領収書が発行されない場合は、領収書の代わりとして、代金を支払ったことが分かる書類（支払証明書など、書式は任意。ただし販売者の押印があるもの）を販売業者に作成を依頼し、添付してください。なお、請求書では領収書の代わりとはなりません。
10	店舗・事業者には条件はあるか。どの店舗で買っても対象となるか。	国内の実店舗で購入したものが補助対象となります。 購入店舗の条件はありませんが、領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件となります。 インターネットでの購入（ネット通販やオンラインショップでの購入）も補助対象です。 ただし、販売業者ではない個人からの購入は対象外です。
11	対象家電は何ですか。	統一省エネルギーラベルが3つ星以上の以下の製品 (1) エアコン（省エネ基準 2027 年度目標） (2) 冷蔵庫（省エネ基準 2021 年度目標） ※統一省エネルギーラベルは、「省エネ型製品情報サイト」の各製品ページの多段階評価点をご確認ください。 ※サイトに登録のない製品については、製造事業者や販売店などにご確認ください。
12	統一省エネルギーラベルとは何ですか。3つ星以上でないと補助金が出ないのですか。	統一省エネルギーラベル（統一省エネラベル）とは、家電製品などの省エネ性能や年間の目安電気料金を、消費者が一目でわかるように店頭やウェブサイトに表示するラベルです。それぞれの製品分類ごとに、その年度までに省エネ基準を達成することを目指す、という「目標年度」が定められています。3つ星は、目標年度に対する省エネ基準達成率が 100%相当であることを示しています。
13	家族で1点ずつ申請しても良いのですか。	申請できる製品は、1世帯につきエアコンか冷蔵庫の内いずれか1点です。同一世帯で複数申請された場合は、2回目以降の申請は受付できません。
14	補助件数はどのくらいですか。	予算総額は 600 万円です。全て上限額で申請された場合、補助件数は 100 件程度となることを見込んでいます。
15	受付期間延長時、予算額に達した場合は、申請受付はどうなるのか。	予算額に達した時点で申請受付を締め切ります。
16	受付期間延長時、予算残額はどのように知ることができるか。	町ホームページをご確認ください。定期的に予算残額を公表いたします。
17	申請はどの時点で受付とみなされるのか。	申請に対し、すべての書類が揃っていることを環境経済課職員が確認した時点です。申請後、記載内容や書類不備が判明した場合は受付できません。受付できない場合は、その旨を通知します。

18	申請書類が受付されたことが分かる証明はもらえるのですか。	申請時に機械が自動応答で発信するメールとは別に、町職員がメールで送ります。
19	予算の終了はエアコンや冷蔵庫の区分ごとで分けるのか。	家電の区分ごとで分けず、予算総額の範囲内で交付します。
20	補助金の支給はいつ頃になるのか。	設置完了後に提出する実績報告書兼請求書の提出後 1 か月程度で指定口座に振り込む予定です。 ただし、申請が一時期に集中した場合は、遅れる可能性があります。
21	申請ができるのはどの時点からですか。	申請期間において、対象家電を令和 8 年 4 月 1 日以降に購入している又はこれから購入を計画し見積書を受け取っている時点で申請が可能です。
22	住民票は松伏町にあるが、他市町村に住んでいる。補助の対象になるのか。	補助対象外となります。これは、補助対象者は、松伏町に住民基本台帳登録があり、また、その住所に居住しており、当該補助対象家電をその住所に設置する者としているためです。
23	住民票は他市町村にあるが、松伏町に住んでいる。補助の対象になるのか。	補助対象外となります。これは、補助対象者は、松伏町に住民基本台帳登録があることを条件としているためです。
24	住民票は松伏町にあるが、補助を受け、対象機器を設置した後に転出した場合は、補助の対象になるのか。	補助対象となります。当初に計画した住居に対象家電を設置した場合は、補助対象となります。
25	購入時点では住民票はまだ他市町村だが、設置時点では松伏町に住民票を移す。対象となるか。	補助対象外となります。これは、補助対象者は、申請時点で松伏町に住民登録があることを条件としているためです。
26	町外在住の子が、町内在住の親のために対象機器を購入した場合、対象となるか。	補助対象外となります。これは、申請者＝対象家電の購入者＝設置場所に居住する者としているためです。
27	対象機器を 2 台同時購入する場合、補助の対象となるか。	補助の対象は、各世帯、対象家電 1 台のみとなります。そのため、1 台のみの金額での申請をしてください。

28	補助金受領後、転居をして、転居先に補助対象の冷蔵庫を設置する場合は、補助金の返還は必要か。	必要ありません。
29	世帯主ではないが、申請できるか。	同一世帯であれば、申請可能です。また、申請者と購入者（領収書で確認できる購入者）は同一である必要があります。 ただし、申請は1世帯につき、1回限りです。
30	二世帯住宅であれば、親世帯と子世帯がそれぞれ申請できるか。 （住民票の登録で違うのか）	申請は住民票の1世帯につき、1回となりますので、住民票が別世帯として登録されている場合は、それぞれの世帯で申請可能です。住民票が同一世帯である場合は、居宅の構造に関わらず、1世帯として1回の申請となります。
31	賃貸アパートに住んでいるが、対象となるか。	居住場所に設置する場合は、対象となります。なお、賃貸住宅に設置する場合は、貸主の許可が必要かご確認ください。
32	不動産賃貸のオーナーが住宅用賃貸アパートのエアコンを買替える場合、対象となるか。	本補助金は、自己の居住地に設置する場合を対象としているため、対象外となります。 但し、町が同時に実施するまつぶしエコチェンジ補助事業の中小事業者省エネ設備設置補助金に該当します。
33	店舗兼住宅に居住しているが、対象となるか。	対象家電の設置場所が店舗部分ではなく、住宅部分で使用（設置）するのであれば対象となります。
34	法人が購入して事業所に設置する場合は対象となるか。	本補助金は、対象外となります。これは、自己の居住地に設置する場合は対象となるためです。 但し、法人が中小企業の場合は、町が同時に実施するまつぶしエコチェンジ補助事業の中小事業者省エネ設備設置補助金に該当します。
35	夫がエアコンを購入し、妻が冷蔵庫を購入した場合は、どのように申請すればよいか。	1世帯1申請となりますので、どちらか1つの製品について申請してください。申請は連名ではなく、夫か妻のどちらかの一人を申請者としてください。
36	国や県の別の補助金を受けているが、本補助金の対象になるか。	同じ製品を重複して補助対象とした場合、松伏町省エネ家電購入支援事業補助金の対象外となります。
37	リユース（中古）品、リース品も対象になるか。	補助対象外です。新品、購入を条件としています。

38	インターネット等通販で購入した場合でも対象となるか。	補助対象です。但し、国内の販売所からの購入を対象としています。（個人間取り引きは対象外となります）
39	最初に冷蔵庫の購入補助の申請をし、後でエアコンの購入補助を申請できるか。	申請できません。申請は1世帯1回限りとなります。
40	埋込型エアコンを購入する場合は対象となるか。	省エネラベル3つ星以上である場合は対象となります。ただし、業務用エアコンは星の数での省エネ表示はありませんので、対象外となります。
41	業務用の冷蔵庫やエアコンは対象になりますか。	補助対象外となります。「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁） https://seihinjyoho.go.jp/ に登録されている家庭用機器が対象です。
42	エアコンの室内機のみまたは室外機のみ の買い替えは対象となるか。	補助対象外となります。
43	エアコンや冷蔵庫を購入する際に、能力や容量の制限はありますか。	購入製品の能力や容量などには制限はありません。可能な限り、省エネ性能の高い機種への買替えをご検討ください。
44	購入する家電製品が「省エネ型製品情報サイト」に登録がありません。 どうしたら省エネ基準達成率が確認できますか。	「省エネ型製品情報サイト」に登録がない家電製品については、メーカーや購入店舗にご確認ください。 購入した商品が3つ星以上であるかは、申請時にご自身で資料を添付していただきます。ご自身で3つ星以上であることを把握できる商品をお選びください。
45	家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか。	対象家電の要件を満たしていれば対象になります。 なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。 対象家電である場合は、説明書やパンフレットなど対象であることを確認できる書類を申請書に添付してください。
46	いつからの購入が対象ですか。既にご買った家電は対象になりますか。	購入及び設置対象期間は、令和8年4月1日（水）以降のものです。 例、令和8年3月31日に購入し、4月1日に設置した場合は対象となりません。

47	いつ申請すればよいですか。	申請受付期間は、令和8年10月15日（木）から同年10月31日（土）までです。この期間内の申請が予算上限に達した場合は、抽選によって補助対象者を決定します。もしこの期間内に予算上限に達しなかった場合は、申請期間を延長し、先着順に補助対象者を審査、決定します。 なお、申請期間延長の際は、予算の残りの状況は、町ホームページでご確認いただけます。
48	実績報告書では、エアコンの写真は室外機も撮らないといけないのか。	実績報告書におけるエアコンの写真は、本体（室内機）のみで構いません。部屋のどこに設置したのか、部屋が写るように撮った写真と、エアコンの型番が分かるようにズームした写真が必要です。 冷蔵庫の写真も同様です。
49	レシートを領収書として使用してもよいのか。	「購入日」「購入した製品名又は型番」「購入店舗」「支払金額（内訳）」が分かれば様式は問いません。
50	保証書は家電販売店のレシートについているものでよいのか。	原則、メーカーが発行した保証書のコピーが必要となります。 保証書にレシートを一緒に添付して保管するように販売店が説明することが多いです。 対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるものであれば、メーカー発行の保証書以外に販売店からの長期保証書等でも構いません。
51	どこに申請すればよいですか。	町ホームページから、電子申請をお願いします。郵送での申請は受け付けていません。問い合わせは、松伏町役場環境経済課へお願いします。電話 048-991-1839。役場窓口は午前9時から午後4時30分まで（土日祝を除く）
52	事前に補助要件を満たしているか確認してから申請したいのですが、電話すれば確認してもらえますか。	申請内容が補助要件を満たしているかの事前確認は行いません。 ご自身で申請内容をご確認いただき、申請を行ってください。
53	申請用紙はどこで手に入りますか。	電子申請による受付となります。松伏町ホームページの電子申請からお入りください。 電子申請が困難な方（スマートホン、パソコンを使用していない方）は、環境経済課にご相談ください。
54	必要書類の領収書やレシートはコピーでもよいですか。	申請時は、電子申請に画像を添付してください。 実績報告時は、コピーを提出してください。

55	申請時の必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。	申請に必要な書類は以下のとおりです。 (1) 松伏町省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)【電子申請】 (2) 補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等 若しくは見積書等(店舗が発行したもの)の写し(保証書等の書類と合わせる事で内容を証明することを可能とします) (3) 補助対象機器が3つ星以上の省エネ家電であることが確認できるカタログ等の写し (4) 委任状(代理人による申請の場合に必要です。本人申請の場合は必要ありません。)
56	領収書等を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょうか。	購入店舗にお問合せください。 なお、領収書等は購入した証拠となりますので、提出できない場合は補助申請が受付できません。
57	販売店で発行した領収書は、何が記載されていればよいか。また、手書きでもよいか。	● 国内に所在する店舗で対象家電製品を購入したことを証明できる必要があります。 ● 購入日、購入店名、購入製品名又は型番、本体価格、本体以外の購入費が含まれる場合はその費用、消費税、購入金額等が必要です。 ● 領収書の宛名は、申請者と同一である必要があります。 ● 手書きでも構いません。
58	補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。	補助金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。
59	補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。	原則、国内の金融機関であれば対応可能です。
60	レシートや領収書の中に対象外の製品が含まれていても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、対象外の製品が含まれている場合は、対象家電本体の購入金額が確認できる必要があります。円滑な審査のため、対象外の製品には「対象外」とメモしていただくなど、ご協力をお願いします。
61	領収書(レシート)の金額に工事費などが含まれた総額しか記載がない場合はどのように申請すればよいですか。	支払項目別の内訳が無い場合は、補助対象家電の製品名又は型番、本体価格、本体以外の購入費が含まれる場合はその費用、消費税、購入金額などの<u>内訳がわかる見積書・請求書などの内訳が分かる書類を領収書と一緒に添付してください。</u>

62	どのような制度ですか。	町民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するため、省エネ家電の購入を行う者に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、予算の範囲内で松伏町省エネ家電購入促進補助金を交付します。
63	なぜ、この２品目が対象なのですか。	家庭における家電製品の内、長時間電力を消費している割合の高い２品目（エアコン、冷蔵庫）を選定しました。これらを購入する際に、省エネ家電に買い替えることで、CO2排出量（温室効果ガス排出量）の削減や電気代の削減につなげるものです。